生活保護のしおり

－ 保護を受給している方に －



この「しおり」は生活保護の制度について説明したものです。
もし分からないことがあればお気軽にお問い合わせください。

高島市福祉事務所

（健康福祉部　社会福祉課　生活福祉チーム）

住所　〒５２０－１５９２
高島市新旭町北畑５６５

電話　０７４０－２５－８１２０（直通）

開庁・電話受付時間　午前９時～午後５時
（土日祝日と年末年始を除く）

令和８年１１月１日更新

はじめに

- 生活保護は、生活に困っているかたの最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活ができるように手助けする制度です。
- 生活保護法には、いろいろな約束ごとが決められていますので、それを正しく理解していただくために『生活保護のしおり』で必要なことを説明しています。
- みなさんが日常の中でかかえられているさまざまな問題を、1日でも早く解決され、自分の力で生活できるよう福祉事務所としても手助けをしたいと考えていますので、遠慮なく相談してください。
- なお、個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

●ケースワーカーの役割

- ケースワーカーは、生活保護を受給するかたが困っていることの解決や自立を目指すうえで、どうしていくとよいかを一緒に考え、手助けします。また、生活状況の確認や相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。
- 生活で何か問題があれば、遠慮なく相談してください。



●生活保護の種類

- 生活保護は、次の８つの扶助があり、国が定めた基準によって、世帯の生活に必要な扶助を受けることができます。

①生活扶助

- 衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用。
- 個人の年齢や世帯の人数などで決まります。
- 個人に応じて、次のような加算もあります。
  - ・児童養育加算（高校生以下の養護者）
  - ・母子加算（ひとり親世帯）
  - ・障害者加算（重度の障がい者）など

②住宅扶助

- 家賃、地代(共益費、管理費を除く)、更新料など



③教育扶助

- 子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用。



④医療扶助

- 病院などの受診や薬にかかる費用。（健康保険が適用される範囲に限ります。）



⑤介護扶助

- 介護サービスを利用するための費用や介護用品を購入する費用。



⑥出産扶助

- 出産にかかる費用。



⑦生業扶助

- 高等学校にかかる費用や就職するために必要となる費用。



⑧葬祭扶助

- 葬祭に必要な費用。



- 扶助の支給額には、一定の限度額が定められていますので、注意してください。
- 上記の扶助以外にも臨時的な一般生活費として、一時的な扶助が必要に応じて受けられます。

- ただし、支給要件に該当しない場合もあるため、必ず事前にケースワーカーに相談してください。

①被服費

- 事情により必要と認められた被服代、布団代、常時失禁状態にあるかたのおむつ代などの費用。

②家具什器費

- 転居してきた方、長期入院していた方が退院した場合の炊事用具などの費用。



③移送費

- 病院、引越し、親族の葬儀へ行くときなどの交通費。



④入学準備金

- 小学校、中学校へ入学するときの準備費用。



⑤転居費

- 転居の際に必要な敷金などの費用。



⑥その他

- アパートの契約更新料、家屋補修費、通学定期代など。



●就労自立給付金について

- 安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

●進学・就労準備給付金について

- 生活保護利用者世帯の子どもが、大学や専門学校等へ進学した場合や就職により保護を必要としなくなった場合に支給されます。

●保護費の支給方法

- 保護費は、原則、毎月５日（５日が土日、祝日に当たる場合は、その直前の平日）に指定の金融機関に振り込みます。



●生活保護を受給するかたの権利

①条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を受給できます。

②正当な理由なく、保護費の減少や生活保護を受給できなくなることはありません。

③受け取る保護費や保護の物品に対して、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※生活保護の変更、停止、廃止などは文書で知らせますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から数えて、３か月以内に滋賀県知事に対して、審査請求することができます。

●生活保護を受給するかたの義務

１．生活向上に向けた努力をする

- 働ける方は、その能力に応じて働き、収入を得ることができるように努めてください（必要により、ケースワーカーや就労支援員が、就労支援や職業訓練等の紹介をさせていただきます）。
- 病気、けが、その他の理由で働けないかたは、病院を受診するなど、その問題の解決を優先してください。

２．保護費を支給された目的のために使う



- 住宅の家賃、給食費などは、それぞれの使途のために支給しているものです。滞納などがないようにしてください。もし滞納された場合は、代理納付として福祉事務所が直接、家賃や給食費などの振込を行うことがあります。

3．福祉事務所の指導に従う

- ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従って改善に努めてください。
-

4．福祉事務所が必要と認める自宅訪問もしくは面談に対応する

- 生活状況の把握や自立助長のための助言指導を目的として福祉事務所から訪問もしくは面談を依頼されたら対応してください。

●申告・届出が必要なもの

1．収入申告について

- 収入の有る無しにかかわらず、原則として１２ヵ月に１回（働ける能力のある かたは毎月）収入申告してください。
- なお、収入に変化があったときは、その都度、申告してください。

■収入に変化があったとき（例）

・毎月の給与を受け取ったとき。また、賞与収入があったとき
・年金などの公的手当があったとき
・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
・債務整理（個人の借金を整理すること）により過払金があったとき
・不動産など資産の売却益があったとき
・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

ただし、上記はあくまで収入の一部であり、あらゆる収入の申告が必要です。

※知人や金融機関からの借金（年金担保貸付を含みます。）も収入とみなされます。

収入申告を適正に行えば、次のような※控除、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

※控除とは就労収入のうち、収入として認定しない（手元に残すことができる収入）のことをいいます。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②２０歳未満控除	２０歳未満が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

高校生のアルバイト収入
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分、修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。

※ その他、自立更生のために充てられると認められるものは、収入として認定しない取り扱いができる場合があります。申告するときに相談してください。

（例）

最低生活費 （生活扶助・住宅扶助・教育扶助など）	
○年金・手当などの収入がある場合	
保護費	年金・手当などの収入

○就労収入がある場合		
保護費	収入として計算する額	控除
	就労収入（給与）	

※故意に収入の申告を行わず不正に保護を受給した場合は、各種控除を受けられなくなります。

2．資産申告について

- 世帯の資産（預貯金、不動産、自動車、生命保険など）については、１２ヵ月に１度必ず資産申告をしてください。
- なお、目的のある貯蓄は認められています。申告内容によって、新たな資産の保有が確認された場合は、調査を行う場合があります。



3．その他の届出について

- 生活状況に変化があったときは、保護費を変更する必要があるため、必ず報告してください。

■世帯状況に変化があったとき（例）

・住所が変わるとき（転居などは、必ず事前に相談してください）
・家族構成に変化があったとき（出生、死亡、転入転出など）
・生活状況に変化があったとき（入退学、休学、事故、結婚など）
・病院に入院や退院、または転院したとき
・福祉施設等に入所、退所をしたとき
・就職や離職したとき
・健康保険の資格を取得、喪失したとき
・帰省などで家を長期間留守にするとき
・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
・家賃、地代が変わるとき
・その他生活状況に大きな変化があったとき



●必要な申告や届出をしなかった場合

- 必要な届出・連絡や収入・資産を正しく申告をしない、事実と異なる申請を行い不正に生活保護を受けた場合は、生活保護が停止・廃止となり、保護費を返してもらうことになります。
- 特に悪質な場合には、生活保護法により、３年以下の懲役又は１００万円以下の罰金が科せられ、刑法の詐欺罪などで処罰されることがあります。



●病気やけがをしたとき

1．医療機関（病院や医院など）にかかるときの手続のしかた

①福祉事務所や最寄りの支所へ行き、病状などを説明し、「診療依頼書」をもらってください。

②「診療依頼書」を医療機関に提出してください。（会社の健康保険に加入している場合は、その保険証と診療依頼書の両方を提出してください。）



※急病、夜間、休日などで「診療依頼書」をもらうことができなかった場合は、医療機関に最近の「保護決定通知書」を提示してください。
なお、休み明けには、必ず福祉事務所に連絡してください。

2．医療機関にかかるときに注意すること

- 健康保険資格確認書、後期高齢者医療被保険資格確認書、福祉医療費助成制度による受給券は使えません（市役所に返納してください）。
- 社会保険証、自立支援医療受給者証、指定難病医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証による受給券をお持ちの方は、生活保護が決定されても継続して利用してください（ただし、所得区分変更等の申請が必要になる場合があります）。
- 生活保護法で指定された医療機関にかかってください。
- なるべく、近くの医療機関へかかってください。
- 同じ病気で、複数の医療機関にはかかれません。
- 医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されます。
- 次のような場合は、主治医などの意見書が必要となりますので、ケースワーカーに相談してください。

○ 医師から治療材料（メガネやコルセットなど）が必要と言われたとき
○ 通院に公共交通機関（電車やバスなど）を利用する場合
○ 柔道整復などを受けるとき

3．お薬手帳を持参してください

- お薬手帳はみな様が安心して薬を使用するための大切な記録で、医師・薬剤師が治療にかかわる上で欠かせない情報です。薬の重複やよくない飲み合わせを未然に防止できるため、医療機関や薬局にはお薬手帳を必ず持って行きましょう。
- また、重複服薬を避けることを目的に、処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にするよう努めてください。

●介護サービスを受けるとき

- 介護サービスを受ける場合もケースワーカーに連絡してください。
- ６５歳以上のかたは、市役所の介護保険担当に申請書を提出し、どのくらいの介護が必要か認定（要介護認定）を受け、その介護度に応じた居宅サービスや施設サービスを受けることができます。
- ４０歳以上６５歳未満のかたで、国が指定した特定の病気に該当する場合も認定を受け、その介護度に応じた居宅サービスや施設サービスを受けることができます。



●減額・免除制度について

- 生活保護を受給されているかたは、手続をすれば次の税・使用料について、減額や免除を受けられます。

（減額・免除）

○ＮＨＫ放送受信料
○市・県民税
○固定資産税
○国民年金保険料
○保育料　　など

（所得区分変更による自己負担額の減額）

○自立支援医療費助成
○指定難病医療費助成
○小児慢性特定疾病医療費助成　など

※ その他の制度については、随時確認してください。



・・・・・・・・・・お問い合わせ・相談先・・・・・・・・・・

○ケースワーカー

- ケースワーカーは、生活保護を受給するかたが困っていることの解決や自立を目指すうえで、どうしていくとよいかを一緒に考え、各世帯に応じた援助や相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。
- 生活で何か問題があれば、遠慮なく相談してください。
- 個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。



○民生委員

- 各地域には、生活に困っているかたの見守りや相談に乗ってくれる民生委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、近くの民生委員にも、ぜひ相談してください。

メモ

お近くの支所

〒　　-

高島市

電話 0740-　　-

開庁時間　午前９時～午後５時

（土日祝日と年末年始を除く）